

◎新潟県告示第336号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
令和3年3月23日

新潟県知事 花 角 英 世

1 起業者の名称

上越市

2 事業の種類

（仮称）上越市役所木田庁舎駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

上越市新光町一丁目及び春日野一丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

（仮称）上越市役所木田庁舎駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、上越市一般会計予算により本件事業に係る財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

上越市では、平成17年1月に周辺14市町村が合併して以降、旧上越市役所の木田庁舎（以下「木田庁舎」という。）に市の主要部門を配置し、行政機能の集約を図ってきたが、平成29年8月の火災により木田庁舎の一部が焼失して使えなくなり、現在は複数の部署が木田庁舎以外の施設に分散して業務を行っている。

こうした中、上越市は、「上越市庁舎再編（配置の最適化）の基本方針」を策定し、市民の利便性向上や行政運営の効率化等を図るため、行政機能を木田庁舎に再度集約する庁舎再編を行うこととした。

しかし、木田庁舎は、職員駐車場が不足しており、周辺にも民間の貸駐車場が少ないため、庁舎再編により通勤する職員が増加することから、駐車場の不足は一層深刻化する。

本件事業は、こうした課題に対応するものであり、木田庁舎の職員駐車場の不足が改善され、上越市の庁舎再編が円滑に行われることにより、市民の利便性向上及び行政運営の効率化等に寄与すると考えられることから、公益に大きく資するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業による周辺環境への影響について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため、環境影響評価を実施しないが、本件事業は工事施工の必要がなく、また、起業者は施設の供用に当たり、騒音、振動等の影響を最小限に抑える措置を講ずるとしていることから、周辺の生活環境に与える影響は少ないものと見込まれる。

本件起業地において、保護の対象となる希少な動植物の生息は確認されていない。また、本件起業地に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する史跡、周知の埋蔵文化財包蔵地等は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、木田庁舎周辺の3箇所を候補地として選定の上、職員の利便性や経済性等を考慮して比較検討した結果、最適地としたものであり、最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

上越市は令和3年度に庁舎再編を行う予定であり、駐車場の確保も同時期に行う必要があることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の理由があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

上越市役所財務部用地管財課